

みえ森と緑の県民税



～森林づくりを県民みんなの力で～

令和6年度から第3期(5年間)が始まります!



みえ森林教育キャラクター
カモミ



「みえ森と緑の県民税」って何でシカ?

平成26年度から、三重県が課税している税金だよ。
この税収を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいるんだ。

なぜ「みえ森と緑の県民税」が必要なんでシカ?

異常気象や台風の大型化などにより、土砂崩れなどの災害が発生する危険性が高まっているんだ。その対策として災害のリスクを軽減する森林整備や、それを将来に引き継いでいく社会づくりを行うことが必要なんだ。

基本方針1

災害に強い森林づくり

エビちゃん

対策1

土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策2

暮らしに身近な森林づくり

基本方針2

県民全体で森林を支える社会づくり

対策3

森を育む人づくり

対策4

森と人をつなぐ学びの場づくり

対策5

地域の身近な水や緑の環境づくり

みえ森と緑の県民税のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人 家屋敷などを有する個人 (個人の県民税均等割の納税義務者)	三重県内に事務所などを有する法人など (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	年額 1,000円	年額 2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
事業の評価	第三者による評価委員会を設置し、事業成果などについて評価検証を行います。 評価結果は県民の皆さんに公表します。	

「みえ森と緑の県民税」の事業例を紹介します!

もっと知りたい方は
こちらへ! ▶▶▶▶▶



県事業



対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

災害緩衝林整備事業

渓流内の倒木など流木の発生源となる危険木を事前に除去し、大雨で下流に流出するのを抑制するとともに、周辺の森林整備を行います。



対策3 森を育む人づくり

森を育む人づくり サポート体制整備事業

森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進めます。

市町事業



対策2 暮らしに身近な森林づくり

災害からライフラインを守る 事前伐採事業

台風等の倒木によりライフラインを寸断する恐れのある樹木を伐採します。



対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり

市町交付金事業(基本枠)

県内の全市町が地域の実情に応じて創意工夫しながら、森林づくりや森林教育を実施するための環境整備等の取組を行います。



対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

三重の森林づくりのために、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」を、それぞれ用途や目的を区分して県・市町が有効に活用しています!



「森林環境譲与税」は、令和元年度から、全国の市町村と都道府県に国から譲与されている税金だよ。市町村では間伐や林業の担い手確保など、都道府県では市町村への支援などに活用しているんだ。令和6年度からは、「森林環境税(国税)」の課税が始まり、その収取の全額が「森林環境譲与税」として譲与されるんだ。

「森林環境税」と「森林環境譲与税」の仕組み



●用途の棲み分けイメージ



使い方の区分	みえ森と緑の県民税(県税)	森林環境譲与税(国税)
森林整備	災害に強い森林づくり 例) 溪流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の伐採など	林業経営に適さない森林の整備 例) 森林経営管理制度に基づく森林整備
人材育成	森を育む人づくり 例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、森林づくりボランティア等の育成	林業の担い手育成 例) 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成
普及啓発	森と人をつなぐ学びの場づくり 例) 森林や木材について学び、ふれあう森林教育を実施するための環境整備	
木材利用		公共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化、木製品の導入

問い合わせ先

みえ森と緑の県民税の使いみちについて

農林水産部 みどり共生推進課
TEL 059-224-2513
✉ midori@pref.mie.lg.jp



森林環境譲与税の使いみちについて

農林水産部 森林・林業経営課
TEL 059-224-2564
✉ shinrin@pref.mie.lg.jp



FSCについて
詳細はこちら

